



対談 夫婦で取り組む育児 ～子どものいる暮らしを めいっぱい楽しもう～

林田 香織 さん

(ワンダライフレルP 代表)



法改正で何が変わるの？

育児・介護休業法の5つの改正ポイント

- ① 男性版産休「産後パパ育休（出生時育児休業）」を新設
出生後8週間以内に4週間まで取得可能（2回まで分割可能）
- ② 通常の育児休業制度の利用が2回まで分割取得可能に
①と合わせて、男性は計4回に分割可能
- ③ パートなど有期雇用の労働者に対する
「1年以上の雇用」といった取得要件を緩和
- ④ 事業主は従業員に対し、産休や育休制度の周知や
取得の意向確認を義務付け
- ⑤ 男性従業員の育児休業取得率の毎年公表を義務付け
※大企業（従業員1,000人超）のみ

2022年
10月以降

2022年
4月以降

2023年
4月以降